

個人情報保護法の改正について

主催：富山県社会保険労務士会

令和4年8月23日(火)

社会保険労務士法人NSR

特定社会保険労務士 中島康之

個人情報保護法の基本

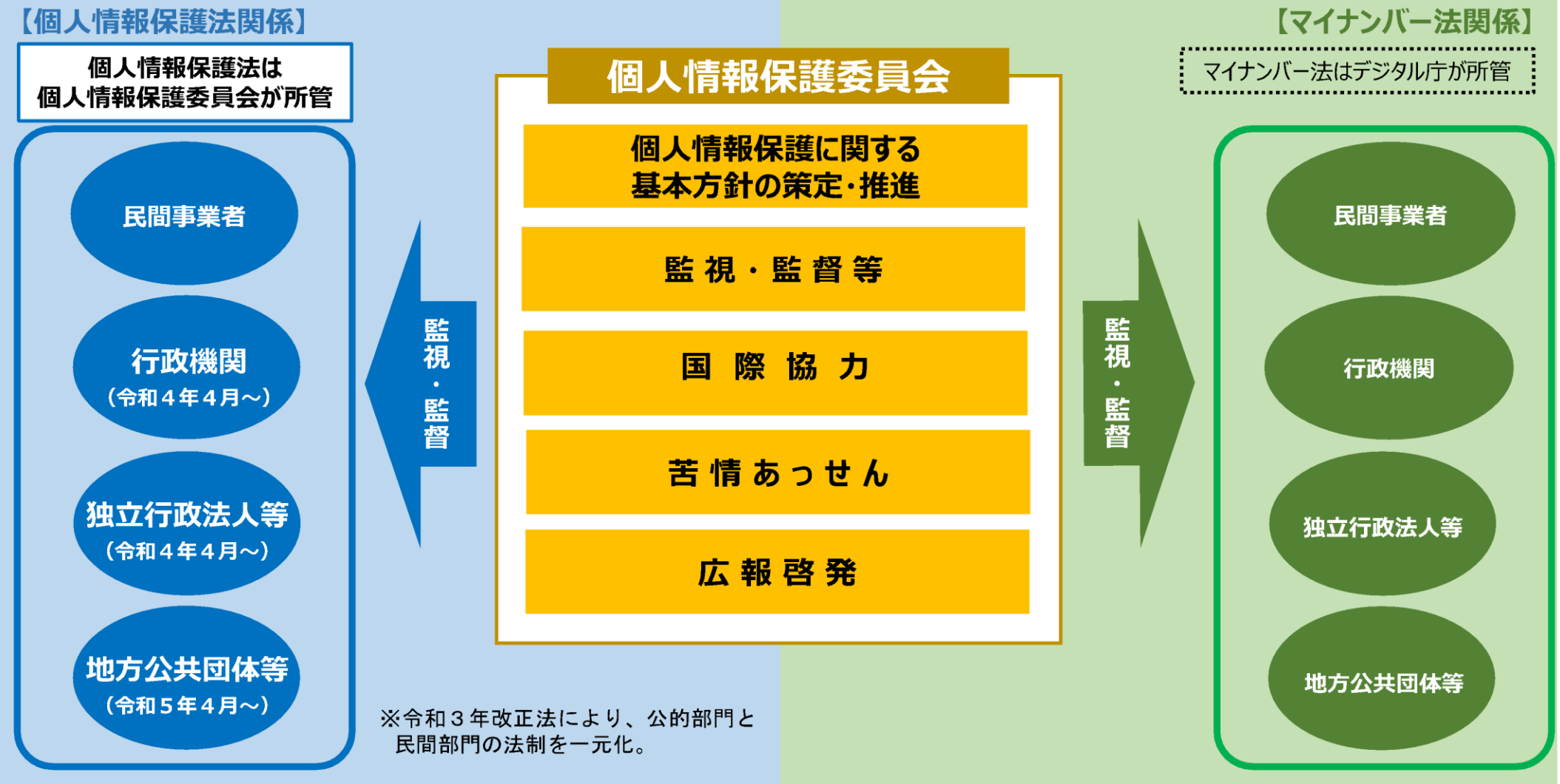
令和4年7月



個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

1-2. 個人情報保護法の基本 「1-1. 個人情報保護委員会とは」

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。
- いわゆる 3 条委員会であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。



1-3. 個人情報保護法の基本 「1-2. 個人情報保護法の目的・概要」

- 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律。
- 我が国の個人情報保護制度の基本法とし民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する一般法で基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、として個別の規律を定める。
- また、個人情報保護委員会の設置根拠や監視監督権限についても定める。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（目的）

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

1-4. 個人情報保護法の基本 「1-3. 個人情報保護法の全体像」

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

民間部門ガイドライン

Q&A

<民間分野>

個人情報保護法

(5・8章ほか：
行政機関等の義務等、罰則 等)

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

<公的分野>

個人情報 保護条例

地方公共団体
地方独立行政法人

R3改正法
(R5.4 施行分)

○「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報**であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 **当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等**（文書、図画若しくは電磁的記録※に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）**により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**

二 **個人識別符号が含まれるもの**

※ 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）

（例）

氏名

山田 太郎

顔写真



住所

（氏名と組み合わせた場合）

東京都●●区▲▲町

山田太郎

生年月日

（氏名と組み合わせた場合）

1980年●月▲日

山田太郎

1-6. 個人情報保護法の基本 「2-2. 「個人識別符号」 (法第2条第2項関係)」

○「**個人識別符号**」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

① **身体的特徴等**を電子計算機の用に供するために変換した符号

② 対象者ごとに異なるものとなるように**役務の利用**、**商品の購入**又は**書類**に付される符号

○「個人識別符号」に該当するものは、その情報単体でも個人情報に該当する。

(参考) 個人識別符号に関する政令・規則の内容

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

→ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号 ⇒ 公的な番号

→ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険者・被保険者番号等

(例)



顔認識データ



指紋認識
データ



旅券番号



運転免許証
番号



マイナンバー
(個人番号)

など

○「**要配慮個人情報**」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに**特に配慮を要するもの**として政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

1. **人 種**： 人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。
2. **信 条**： 個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
3. **社会的身分**： ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位
4. **病 歴**： 病気に罹患した経歴
5. **犯罪の経歴**： 前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実
6. **犯罪により害を被った事実**： 犯罪の被害を受けた事実
7. **その他政令で定めるもの**： 施行令・施行令に委任された施行規則で規定
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の**個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること**
 - ・ 本人に対して**医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）**により行われた疾病の予防及び早期発見のための**健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果**
 - ・ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して**医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと**
 - ・ 本人を被疑者又は被告人として、**逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと**
 - ・ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、**調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと**

1-8. 個人情報保護法の基本 「2-4. 「仮名加工情報」 (法第2条第5項関係)」

○次に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- 法第2条第1項第1号に該当する個人情報

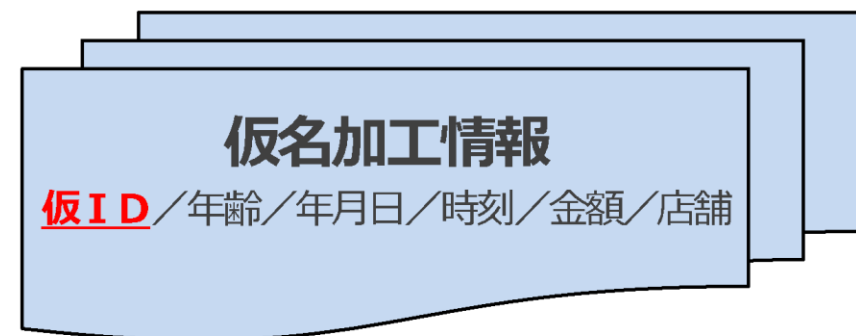
→当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 個人識別符号を含む個人情報

→当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



他の情報と照合しない限り
特定の個人を識別できない
ように加工



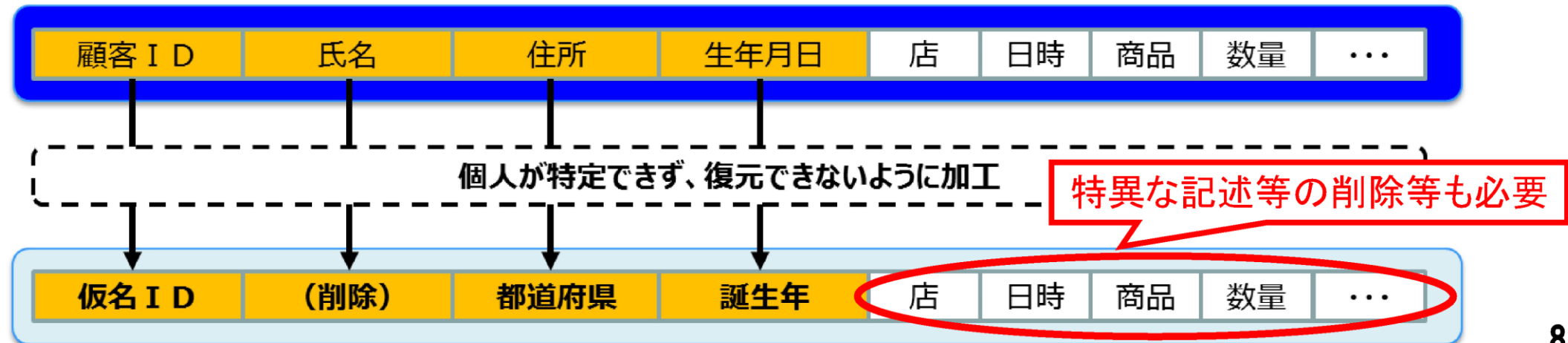
○次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて**特定の個人を識別することができないよう**に個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、**当該個人情報を復元することができないようにしたもの**をいう。

●法第2条第1項第1号に該当する個人情報

→当該個人情報に含まれる**記述等の一部を削除**すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

●個人識別符号を含む個人情報

→当該個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除**すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



○「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

■「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。

→「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

■また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例（※）】

事例1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例4) ある個人の位置情報

事例5) ある個人の興味・関心を示す情報

(※) 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。

例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

○個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

※「事業の用に供している」とは

一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為、社会通念上事業と認められるもの。
営利、非営利を問わない。

- ガイドラインでは、事業者の義務のうち、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とは別に、中小規模の事業者における手法の例を示している。

※ガイドラインにおける「中小規模事業者」とは、

○従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

①取り扱う個人情報の数(*)が5,000人分超の事業者

* 識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において

②委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

- 行政機関（国）及び独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）については、公的部門に係る規律（法第5章）が適用される。
- 地方公共団体及び地方独立行政法人については、条例の規律が適用される。【R5.4.1から】

○個人情報取扱事業者のうち、次に掲げる者が、それぞれ定められた目的で、個人情報等を取り扱う場合は、法の適用除外とされている。（57条）

●放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関

⇒報道の用に供する目的

●著述を業として行う者

⇒著述の用に供する目的

●宗教団体

⇒宗教活動の用に供する目的

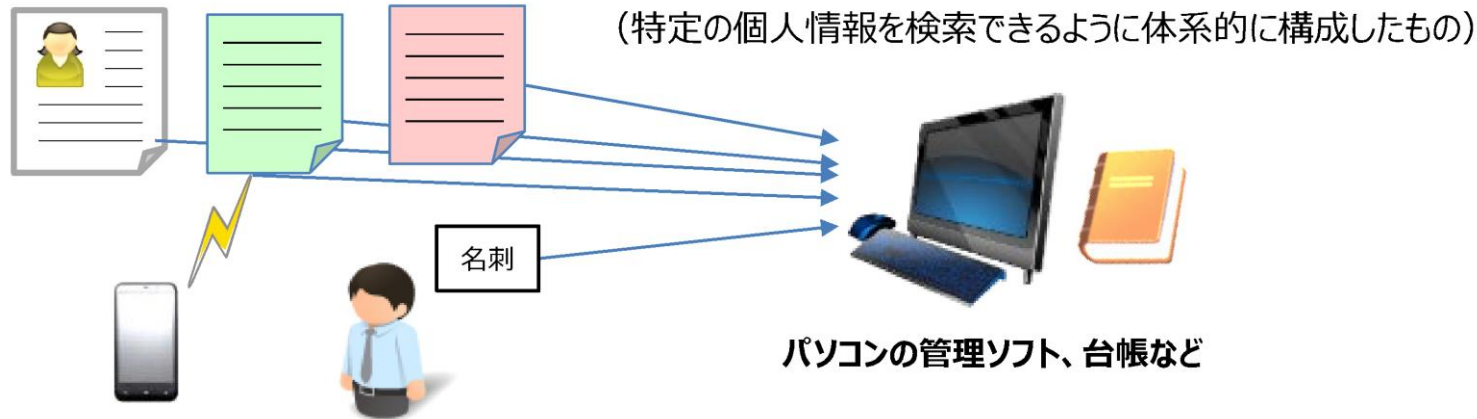
●政治団体

⇒政治活動の用に供する目的

1-13. 個人情報保護法の基本 「2-9. 「個人データ」「保有個人データ」(法第16条第3・4項関係)」

○「**個人データ**」とは、**個人情報データベース等**を構成する個人情報を言う。

※「個人情報データベース等」とは



令和2年改正法により、
6ヶ月以内に消去する
データ(短期保存データ)も、保有個人データ
に含まれる。

○「**保有個人データ**」とは、その事業者に開示等の権限のある個人データを言う。



改正ポイント

改正前の個人情報保護法では、6か月以内に消去する個人データは開示・訂正・利用停止等の対象外とされていましたが、改正法では6か月以内に消去するデータについても対象となりました。

※他の事業者からデータ編集作業のみ委託されて渡された個人データなどは、保有個人データには該当しない

1-14. 個人情報保護法の基本 「3-1. 民間事業者に提供される規律について」

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの
(例：1枚の名刺)

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する個人情報
→分類・整理され、検索可能な個人情報
(例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の
権限を有する個人データ

①取得・利用に関するルール

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知または公表する。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

②保管・管理に関するルール

- データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③第三者提供に関するルール

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

④公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- 事業者の名称や利用目的、開示等手続などについて事項を公表する。
- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

1-15. 個人情報保護法の基本 「3-2. 事業者が守るべきルール①-取得・利用」

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの
(例：1枚の名刺)

①取得・利用に関するルール

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知または公表する。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

【個人情報を取得する前】

1. 個人情報の利用目的を**できる限り特定する**。(17条①)
2. 利用目的をあらかじめ公表しておく。(21条①)

【個人情報を取得するとき】

1. 利用目的をあらかじめ公表していない場合は、本人に通知または公表する。(21条①)
書面での取得の場合は、利用目的を本人に明示する。
2. 要配慮個人情報を取得する場合は、原則本人の同意を得る。(20条②)
3. 偽りその他の不正の手段による取得はしない。(20条①)

【個人情報を利用するとき】

1. 利用目的の範囲内で利用する。(18条①)
2. 利用目的の範囲を超える場合は、本人の同意を得る。(18条②)
3. 利用目的を変更することもできる。(関連性があると合理的に認められる場合に限る) (17条②)
その際は変更された利用目的を本人に通知または公表する。(21条③)

4. 違法又は不正な行為を助長・誘発するおそれがある方法による利用はしない。

【個人情報の取扱いに関する苦情を受けたとき】

1. 適切かつ迅速な処理に努める。(40条①)

【R2法改正で追加】

改正ポイント

改正法では「**違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法**」により個人情報を利用してはならない(法19条)として不適正な方法による個人情報の利用が禁止されました。

不適正な方法による利用については以下のようなケースが該当します。

- 違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、違法な行為を営むことが疑われる事業者に対して、個人情報を提供すること。
- 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報につて、違法な差別が誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。
- 性別・国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱を行うため、採用選考を通じて取得した個人情報を利用すること。
- 広告配信を行っている事業者が、違法薬物等の違法な商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用すること。

1-16. 個人情報保護法の基本 「3-2. 事業者が守るべきルール②-保管・管理」

【個人データ】
個人情報データベース等を構成する個人情報
→分類・整理され、検索可能な個人情報
(例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

②保管・管理に関するルール

- データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

【個人データを保管・管理するとき】

1. 正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める。(22条)
 2. 漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講ずる。(23条)
 3. 従業員に対して、必要かつ適切な監督を行う。(24条)
 4. 委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。(25条)
 5. 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行う。(26条①)
 6. 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、本人への通知を行う。(26条②)

R2改正法に合わせたガイドライン改正で「外的環境の把握」が追加。

R2改正法で義務化

R2改正法で義務化

安全管理措置	組織的安全管理措置
	人的安全管理措置
	物理的安全管理措置
	技術的安全管理措置
	外的環境の把握

改正ポイント

これらの安全管理措置が講じられていることを本人が把握して。開示等の請求を行うことができるよう、安全管理のために講じた措置を公表等することが必要になりました。安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、ホームページ等で本人が知り得る状態に置くことが必要になります。

1-17. 個人情報保護法の基本 「3-2. 事業者が守るべきルール③-第三者提供（1）」

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する個人情報
→分類・整理され、検索可能な個人情報
(例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

③ 第三者提供に関するルール

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

【個人データを第三者に提供するとき】

以下のいずれかの場合に、個人データを第三者に提供できる。(27条)

1. 本人の同意を得る。
2. 本人の同意を得ない場合で、以下 i ～ iii のいずれかに該当する。

i .法令に基づく場合等

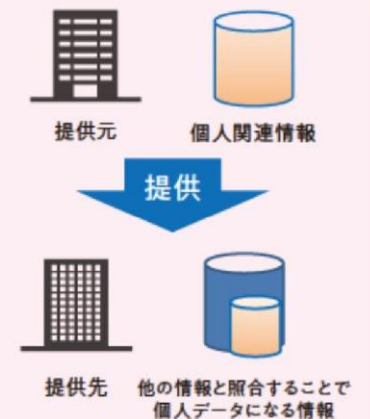
ii .オプトアウト手続

iii .委託、事業の承継、共同利用を行う

改正POINT

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報については、個人関連情報の第三者提供の制限等として、個人情報保護法第31条の規定により、本人同意が得られていること等の確認が必要となりました。

(例:Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴など)



1-18. 個人情報保護法の基本 「3-2. 事業者が守るべきルール③-第三者提供（１）」

i. 法令に基づく場合等

- ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
 - ③公衆衛生・児童の健全な育成のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
 - ④国や地方公共団体等への協力（かつ本人の同意を得ることにより事務遂行に支障のおそれがあるとき）
 - ⑤学術研究機関等による学術研究の成果の公表又は教示のためやむを得ないとき※1
 - ⑥学術研究機関等が学術研究目的で共同研究先である第三者に提供する必要があるとき※1
 - ⑦学術研究目的で学術研究機関等である第三者に提供する必要があるとき※1
- ※1 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

改正ポイント「オプトアウト」

これまで要配慮個人情報情報はオプトアウトによる個人データの第三者提供ができないと定められていましたが、改正法では「不正に取得された個人データ」及び「オプトアウト規定により提供された個人データ」もオプトアウトにより第三者提供ができないと定められました。

また、あらかじめ本人通知し、又は本人が容易に知り得る状態におく事項として「提供を行う事業者の氏名・名称・住所、法人にあっては代表者の氏名」、「提供される個人データの取得方法」、「提供される個人データの更新の方法」及び「提供を開始する予定日」が追加されました。

ii. オプトアウト手続

- 本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとしている。
- 以下の①～⑧をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。
 - ①事業者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名 ②第三者提供を利用目的としていること ③提供される個人データの項目 ④提供される個人データの取得の方法 ⑤提供の方法 ⑥本人の求めに応じて提供を停止すること ⑦本人の求めを受け付ける方法 ⑧個人情報保護委員会規則で定める事項
- 本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届け出る（個人情報保護委員会はこれを公表）

※2 要配慮個人情報の提供は不可等の制約有。

iii. 委託、事業の承継、共同利用を行う

- 共同利用：以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておくことが必要。
- ①共同利用されること②データ項目③利用される範囲④利用目的⑤責任を有する者

○個人データの提供・受領の際の記録

1. 第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。（29条）
2. 第三者から個人データを受け取るときは、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存する。（30条）

- 基本的な記録事項は、以下のとおり（保管期間は原則3年）。

（提供した場合）「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか？

（提供を受けた場合）「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか？ + 「相手方の取得経緯」

- ただし、本規定は個人データの不正な流通の防止が目的であるため、一般的なビジネスの実態に配慮して、以下の通り例外規定がある。

①本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OK

②反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOK

③例外として、以下の場合は記録義務はかからない。

- ・本人による提供と整理できる場合（例：SNSでの個人の投稿）
- ・本人に代わって提供していると整理できる場合（例：銀行振込）
- ・本人側への提供と整理できる場合（例：同席している家族への提供）
- ・「個人データ」に該当しないと整理できる場合（例：名刺1枚のコピー）等

改正ポイント

個人データの第三者提供記録についても、本人が開示請求できるようになりました。

○個人データの外国にある第三者への提供

●以下①～③のいずれかの場合に、個人データを外国にある第三者に提供できる。（28条①）

- ①外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
- ②外国にある第三者が個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している。
- ③外国にある第三者が我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国（EU（EEA加盟国を指す。）及び英国）に所在する。

①の本人同意を得ようとする場合には本人に参考となるべき情報を提供する。（28条②）

②により提供した場合には、提供先の外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保する為に必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、当該措置に関する情報を当該本人に提供する。（28条③）

→個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施を確保するための「適切かつ合理的な方法」は、以下のとおり。

- 外国の第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データの提供元がAPEC越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を受ける等によって担保されていること

※②と③の場合は、日本の事業者への提供と同等の取扱いが認められるため、本人の同意を得ない提供（オプトアウト手続、委託、事業の承継、共同利用）も例外的に行うことができる。

改正ポイント

各要件に基づく外国にある第三者への個人データの提供時に、それぞれ以下が義務づけられました。

要件 1

外国にある第三者に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得る。

→同意取得時に移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に情報提供すること。

要件 2

外国にある第三者が適切な体制を整備している。

→移転先事業者の取扱い実施状況等の定期的な確認及び、問題が生じた場合の対応の実施、更には本人の求めに応じてこれらの対応や移転先における個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制の整備の方法、当該外国の名称等に関する情報を提供すること。

1-21. 個人情報保護法の基本 「3-2. 事業者が守るべきルール④-公表事項・開示等請求」

公表

R2改正法で追加

- 以下の①～⑤について、HPに公表するなど本人の知り得る状態に置く。(32条)
 - ①当該事業者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名
 - ②全ての保有個人データの利用目的
 - ③請求手続の方法
 - ④安全管理のために講じた措置（公表等により支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - ⑤苦情の申出先
 - ⑥認定個人情報保護団体に加入している場合、当該団体の名称及び苦情申出先

開示請求

- 本人から開示を請求された場合、原則本人に開示する。(33条)
 - 個人データの授受に関する第三者提供記録についても、開示請求対象に追加。
 - 開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるように。

請求対応

R2改正法で拡充

- 本人からの請求に応じて、その保有個人データについて、
 - ①内容に誤りがある場合には、訂正・追加・削除をする。(34条)
 - ②利用目的の範囲を超えて利用されている場合、不適正な利用がされている場合、又は不正の手段で取得されている場合には、利用停止又は消去をする。(35条①②)
 - ③同意なく第三者に提供されている場合等には、第三者提供を停止する。(35条③④)
 - ④利用する必要がなくなった場合、一定の漏えい等事案が生じた場合、又は本人の権利若しくは正当な利益が害されるおそれがある場合には、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止若しくは消去又は第三者提供の停止をする。(35条⑤⑥)

R2改正法で拡充

1-22. 個人情報保護法の基本 「3-2. 事業者が守るべきルール⑤漏えい等報告等の義務」

○漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合における、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が、法律上の義務に。

(法第26条①②)

→従前は、委員会公示に基づく、努力義務とされていた。

令和2年改正法で新設

個人情報取扱事業者



報告

個人情報保護委員会

通知

本人

改正POINT

以下の漏えい等の事案が発生した場合、又は、発生したおそれがある事態が生じた場合は、個人の権利利益を害するおそれ大きいとして、個人情報保護委員会への報告・本人通知が義務化されました。

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 本人の数が1,000件を超える漏えい等

速報・確報

漏えい等が発生し、報告の必要がある場合は、事業者が事態を知った時点から概ね3～5日以内に「速報」として、また30日以内(不正の目的によるおそれがある場合は60日以内)を「確報」として個人情報保護委員会への報告が必要となりました。また、事態の状況に応じて、速やかに本人への通知を行わなければなりません。

漏えい等報告の義務化の対象事案

(委員会規則で定める要件)

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの
類型は
件数に
関わりなく
対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

令和2年改正法

令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごとに見直し規定に基づく改正

個人の権利利益の保護と活用の強化、越境データの流通増大に伴う
新たなリスクへの対応、A I・ビッグデータ時代への対応等

- ✓ 利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知
- ✓ 不適正利用の禁止
- ✓ 仮名加工情報の創設、個人関連情報の第三者提供制限
- ✓ 越境移転に係る情報提供の充実 等

令和3年改正法

令和4年4月一部施行
(地方部分は令和5年4月施行)

デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

個人情報保護法の改正について

2-2. (参考) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 (概要) (個人情報保護委員会)

1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- 保有個人データの開示方法 (※) について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- (※) 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定 (※) により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

(※) 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合 (※) に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
- (※) 一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度 (※) に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。
- (※) 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
(※) 命令違反: 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等: 30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる (法人重科)。
(※) 個人と同額の罰金 (50万円又は30万円以下の罰金) → 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置 (漏えい等報告、法定刑の引上げ等) を講ずる。

2-2. (参考) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 (概要) (個人情報保護委員会)

1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- 保有個人データの開示方法 (※) について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定 (※) により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

(※) 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合 (※) に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度 (※) に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。
- (※) 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
(※) 命令違反: 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等: 30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる (法人重科)。
(※) 個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金) → 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置 (漏えい等報告、法定刑の引上げ等) を講ずる。

2-3. (参考)改正個人情報保護法 政令・規則の概要(個人情報保護委員会)

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	・ 報告対象：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする ・ 委員会への報告：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	・ 加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等 の削除・置換を求める
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	・ 提供元における本人同意の確認方法：提供先から申告を受ける方法等とする ・ 提供元における記録義務：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める
越境移転	・ 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める ・ 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	・ 同意取得時に本人に提供すべき情報：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める ・ 移転元が講ずべき「必要な措置」：①移転先における個人データの取扱い状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	・ 公表事項：安全管理のために講じた措置を追加（ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）

※ その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

2-4. (政府広報)個人情報保護法改正～知っておくべき2つのポイント (事業者編)

令和2年 改正 個人情報保護法



事業者が知っておくべき

ポイント①

ポイント②

NEW

› 改正個人情報保護法 (事業者編)

個人情報保護法改正～知っておくべき2つのポイント (事業者編)

動画 | 令和4年 (2022年) 1月31日



NEW

› 改正個人情報保護法 (個人編)

個人情報保護法改正～知っておくべき2つのポイント (個人編)

動画 | 令和4年 (2022年) 1月31日

2-5. (PPC)「令和2年改正個人情報保護法概要リーフレット(令和4年2月)」

令和4年4月1日から、令和2年改正個人情報保護法が施行されます



本資料は令和2年改正個人情報保護法の概要をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。詳細は個人情報保護委員会のホームページ内の令和2年改正個人情報保護法、ガイドライン・QA等をご確認ください。

新設

違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化。

違法又は不当な行為とは…

「違法」とは法令に違反することをいう一方で、「不当」とは単にその行為が道徳上非難されるべきというにとどまる場合等、法令の規定に違反しているとはいえないものの、その制度の目的からみて適当でないこと。

例)

採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合 など

改正

安全管理のために講じた措置（公表等*により支障を及ぼす恐れがあるものを除く）を公表等する義務がある事項として追加。

*本人が知りうる状態（本人からの求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置くこと

改正前 事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等を公表事項として規定。

安全管理のために講じた措置として公表等する内容(例)

- 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等の遵守等についての基本方針を策定
- 個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施する など

公表等により支障を及ぼすものの例

- 個人データが記録された機器等の廃棄方法
- 個人データ管理区域の入退室管理方法
- アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法、不正アクセス防止措置の内容 など

改正

利用停止・消去等の請求権について、一部の個人情報保護法違反の場合に加え、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充。

改正前

- 利用停止・消去ができるのは、目的外利用や不正取得の場合に限定。
- 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定。

改正後、新たに追加

- ① 利用する必要がなくなった場合。
- ② 個人情報保護委員会への報告義務のある、重大な漏えい等が発生した場合。
- ③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合。

例) ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受けてダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合 など

例) クレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
不正アクセスにより個人データが漏えいした場合 など

例) 退職した従業員の情報を自社のホームページに掲載し続け、本人の不利益になった場合 など

2-9. 【令和2年改正個人情報保護法概要リーフレット(令和4年2月)】「漏えい等報告・本人通知の義務化」

改正

漏えい等*が発生した場合に、個人の権利利益を害するおそれ大きい事態については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化。

*漏えい等…漏えい、滅失又は毀損

改正前 個人情報保護委員会に報告し、本人に通知するよう努める。

個人情報保護委員会への
報告が必要となる事態
(委員会規則で定める事態)

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

※各事態につき、漏えい等の「おそれ」がある場合も対象

これらの
事態は件数に
関わりなく
対象

漏えい等
事態が
発生

個人情報取扱事業者

報告

通知

個人情報保護委員会

本人

他の個人情報取扱事業者から委託を受けた場合において漏えい等の事態が発生したとき、委託元と委託先の双方が個人情報保護委員会への報告義務を負う。ただし委託先が委託元に報告した場合、委託先は同委員会への報告義務を免除される。

改正

外国にある第三者への個人データの提供時に、本人に対し、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供の充実等を求める。

改正前

外国にある第三者に個人データを提供できる要件

本人の同意

基準に適合する体制を
整備した事業者

日本と同等の水準国
(EU・英国)

追加

追加

改正後、新たに追加

各要件に基づく個人データの移転時、以下を義務付け

本人からの同意取得時に、以下の情報を提供すること

- 移転先の所在国の名称
- 当該外国における個人情報の保護に関する制度
- 移転先が講ずる個人情報の保護のための措置

① 移転元が必要な措置をとること

- 移転先における適正な取扱い状況などの定期的な確認
 - 移転先における適正な取扱いに問題が生じた場合の対応
- ② 本人の求めに応じて必要な措置等に関する情報を提供すること

改正

保有個人データの開示方法は、電磁的記録の提供（CD-ROM等の媒体の郵送、電子メールによる送信、ウェブサイトでのダウンロード等）を含め、本人が指示できる。

改正前 保有個人データの開示方法は、書面による交付が原則。

ポイント

- 個人データの第三者提供記録の開示請求が可能に。
提供元と提供先それぞれに対して開示請求が可能。
- 保存期間にかかわらず、6か月以内に消去する保有個人データも開示、利用停止・消去等の対象。

新設

個人関連情報

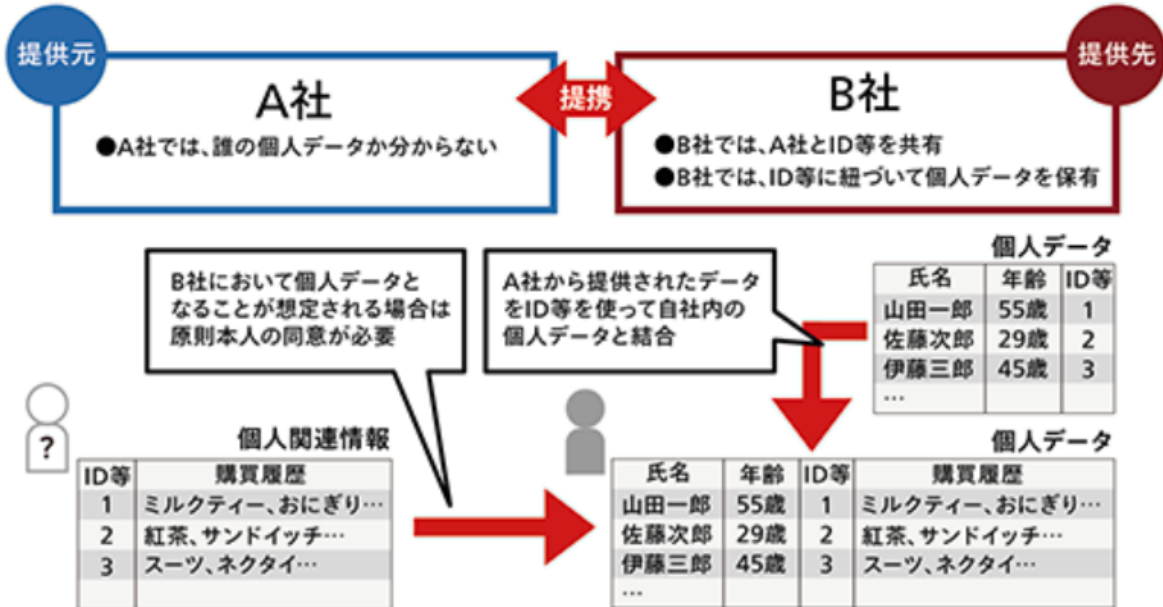
個人関連情報とは、生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。

個人関連情報の第三者提供規制

例えば*...

- Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ある個人の商品購買履歴やサービス利用履歴
- ある個人の位置情報

*特定の個人を識別できる蓄積された位置情報等は個人関連情報ではなく、個人情報に該当。



MEMO

個人関連情報を第三者に提供する場合、提供先(B社)において個人データとして取得することが想定されるときは、提供元(A社)に第三者提供に関して本人同意が得られていることの確認を義務付け。

※本人同意を得るのは、基本的に提供先(B社)

新設

仮名加工情報

仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報。加工により一定の安全性を確保しつつ、匿名加工情報よりもデータの有用性を保ち、詳細な分析を実施し得るもの。

■「仮名加工情報」に変換すれば、以下の義務は適用から除外する。

① 利用目的の変更の制限

※内部での分析・利用であること等を条件に、新たな目的で利用可能

② 漏えい等の報告・本人への通知

③ 開示・利用停止等の請求対応

■ 作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能

注意) 仮名加工情報を、他の情報と照合して、作成元の「個人情報」に係る本人を識別することは禁止

MEMO

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報。

仮名加工情報の作成例

個人情報

氏名	年齢	年月日	時刻	金額	旅券番号	店舗	クレジットカード番号
山田一郎	55歳	20XX-04-02	09:50	940円	TH012	霞ヶ関店	5567 2356 ...
佐藤次郎	29歳	20XX-05-29	15:10	1220円	TY560	赤坂見附店	4787 9877 ...
伊藤三郎	45歳	20XX-11-14	21:34	670円	TY390	赤坂見附店	1445 7564 ...
...							

仮名加工情報

YH2356	55歳	20XX-04-02	09:50	940円		霞ヶ関店	
YD4890	29歳	20XX-05-29	15:10	1220円		赤坂見附店	
XJ3375	45歳	20XX-11-14	21:34	670円		赤坂見附店	
...							

● 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換
例) 旅券番号の削除

● 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換
例) クレジットカード番号の削除

● 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換
例) 氏名などを仮IDに置換

※置換…復元することのできる規則性を有しない方法により、他の記述等に置き換えること

個人情報保護法の改正に伴う

社会保険労務士事務所の対応 について

3-2.【社会保険労務士事務所の対応について】「個人情報保護方針・プライバシーポリシー」の見直し



特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

社会保険労務士法人NSR（以下「法人」という。）は、社会保険労務士として行う業務を通じて取扱う顧問先の皆様の特定個人情報等及び法人の従業者等の特定個人情報等の厳格な保護を重大な社会的責任と認識し、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について法人として取り組む基本方針を定めます。

1 特定個人情報等の取扱いの範囲、体制について

法人は、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等（事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する個人情報、氏名、生年月日等）の範囲を特定し、事務取扱担当者を明確にいたします。また、特定個人情報取扱規程を策定し、特定個人情報等を取り扱う体制の整備を行います。

2 安全管理措置について

法人は、特定個人情報等の安全管理措置に関して、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

特定個人情報等の取扱いに際し、第三者へ業務を委託する場合は、事前に顧問先の皆様の許諾を得て、十分な管理体制を有する委託先を選定し、必要かつ適切な指導・監督を行うものとします。

3 関係法令・ガイドライン等の遵守について

法人は、個人情報及び特定個人情報に関する法令、国が定める指針、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）、社労士のためのマイナンバー対応ハンドブック及びその他の規範を遵守し、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

4 特定個人情報等に関する問合せ窓口

本人からの特定個人情報等の取扱いに関する苦情、問合せについては、適切かつ迅速な対応を行うための体制を整えます。法人における特定個人情報等の取扱いに関するご質問や苦情に関しては下記の窓口にご連絡ください。

本方針は、全従業者に周知、徹底するとともに、法人外に対しても公表いたします。また、従業者の教育、啓発に努め、特定個人情報等保護意識の維持向上を図ります。

制定日：2021年10月4日
最終改訂日：2022年8月8日
社会保険労務士法人NSR
代表社員 中島 康之
事務所住所：大阪市北区堂島浜1丁目1番8号
堂島パークビル3階
法人特定個人情報お問合せ窓口
特定個人情報管理責任者 武田 かおり
電話：06-6345-3777 9:00～17:00

法第32条（第1項）

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1)当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称**及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名**
- (2)全ての保有個人データの利用目的（第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3)次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第34条第1項若しくは第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第38条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- (4)前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

プライバシーポリシーに「住所」を追加する。
社会保険労務士法人の場合は「代表者の氏名」も記載する。

3-3.【社会保険労務士事務所の対応について】「利用目的の特定」について具体性の見直し



個人情報保護法等に基づく公表事項等

社会保険労務士法人NSR（以下「法人」という。）は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項について以下に公表いたします。

1. 個人情報を取得する際の利用目的（個人情報保護法第21条第1項関係）
当法人は、個人情報を次の利用目的の範囲内で利用いたします。
なお、個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。

	対象	利用目的
A	当法人とご契約いただいているお客様の個人情報	①契約の履行、契約管理のため。 ②当法人サービスのご案内、ご連絡のため。 ③メールマガジン等の情報配信のため。
B	当法人へのお問合せをされた方の個人情報	①お客様等からのご意見、ご要望、お問合せについての受付とご回答のため。
C	当法人に採用希望される方の個人情報	①採用に関する連絡・選考・入社手続きのため。
D	当法人の職員・従業者等（退職者含）に関する個人情報	①人事労務管理、勤怠管理等のため。 ②賃金管理、社会保険・労働安全・福利厚生等の運用・管理、業務遂行管理のため。
E	受託業務で取扱う個人情報	①労働・社会保険に関する法令に基づく事務手続（申請・届出）のため。 ②労働・社会保険に関する法令に基づく規程・帳簿、書類の作成のため。 ③労務管理、人事制度、その他労働・社会保険諸法令に基づく相談指導のため。 ④給与計算および付随する業務の遂行のため。

法第17条（第1項）

- 1 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

【具体的に利用目的を特定している事例】

事例）事業者が商品の販売に伴い、個人から氏名・住所・メールアドレス等を取得するに当たり、「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」等の利用目的を明示している場合

【具体的に利用目的を特定していない事例】

事例1）「事業活動に用いるため」

事例2）「マーケティング活動に用いるため」

「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。

3-4.【社会保険労務士事務所の対応について】「特定個人情報保護規程」の見直し

(改正比較表) 特定個人情報取扱規程(小規模事務所用)(雛形) 2022 年 8 月 7 日作成

改正前	改正後						
特定個人情報取扱規程（小規模事務所用）（雛形）	特定個人情報取扱規程（小規模事務所用）（雛形）						
第 1 章 総則	第 1 章 総則						
(目的)	(目的)						
第 1 条 本規程は、〇〇社会保険労務士事務所（以下、「当事務所」という）が個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。	第 1 条 本規程は、〇〇社会保険労務士事務所（以下「当事務所」という。）が個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。						
(定義)	(定義)						
第 2 条 本規程に掲げる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、本規程で使用する用語は、他に特段の定めのない限り行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従う。	第 2 条 本規程に掲げる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、本規程で使用する用語は、他に特段の定めのない限り行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従う。						
<table><tr><td>項番</td><td>用語</td><td>定義等</td></tr></table>	項番	用語	定義等	<table><tr><td>項番</td><td>用語</td><td>定義等</td></tr></table>	項番	用語	定義等
項番	用語	定義等					
項番	用語	定義等					

3-5.【社会保険労務士事務所の対応について】「従業者への教育」「安全管理措置の再点検」

個人情報

個人識別符号

要配慮個人情報

個人関連情報

「漏えい等」＝「漏えい」「滅失」「毀損」

①個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。

【個人データの漏えいに該当する事例】

事例1) 個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例2) 個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合

②個人データの「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいう。

【個人データの滅失に該当する事例】

事例1) 個人情報データベース等から出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合（※1）

事例2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合（※2）

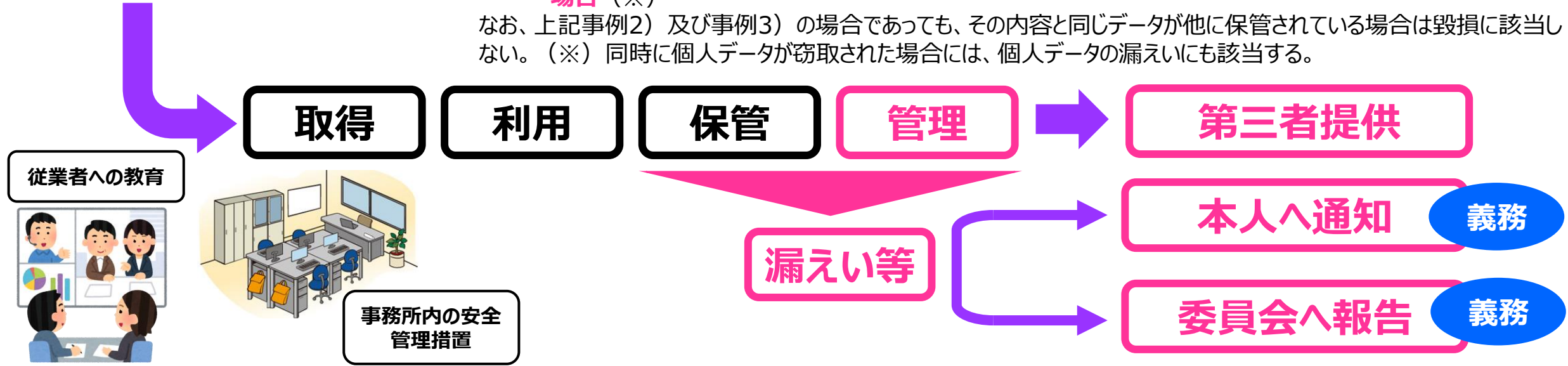
③個人データの「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【個人データの毀損に該当する事例】

事例1) 個人データの内容が改ざんされた場合 事例2) 暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合 事例3) ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合（※）

なお、上記事例2) 及び事例3) の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。（※）同時に個人データが窃取された場合には、個人データの漏えいにも該当する。

- 事例3) システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合
事例4) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
事例5) 不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合



マンガで学ぶ個人情報保護法



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

4-2. マンガで学ぶ個人情報保護法 「個人情報保護委員会ホームページ」



文字サイズ変更

標準

大きめ



キーワード入力

検索

お問い合わせ

English

ホーム

委員会について

広報・お知らせ

個人情報保護法等

マイナンバー

国際関係

申請・手続・報告

[個人情報保護委員会](#) > [広報・お知らせ](#) > マンガで学ぶ個人情報保護法

マンガで学ぶ個人情報保護法

個人情報保護委員会公式
Twitterはこちら！

クリックすると外部のウェブサイトに移動します



個人情報保護法の基本や令和2年改正法のポイントを、架空の会社「コジョホールディングス」を舞台にしたマンガでご紹介します。

マンガ（基本編）

マンガで学ぶ個人情報保護法 PDF版は[こちら](#)

4-3. 令和2年改正個人情報保護法 「基本編・改正法編」 https://www.ppc.go.jp/news/anime_personalinfo/top/

マンガ（基本編）



第1話
個人情報ってなに？



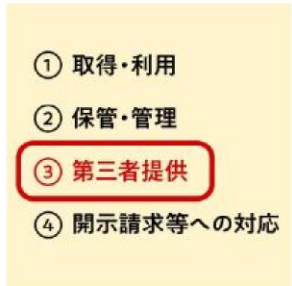
第2話
個人情報取扱事業者とは



第3話
個人情報保護法は誰が決めている？



第4話
事業者が守るべき基本ルール 1



第5話
事業者が守るべき基本ルール 2

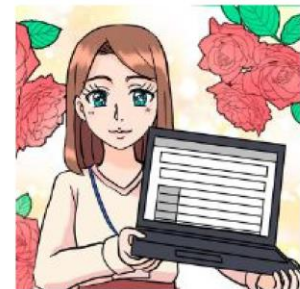


第6話
改正法が施行されます

マンガ（改正法編）



第7話
利用停止・消去等の請求権



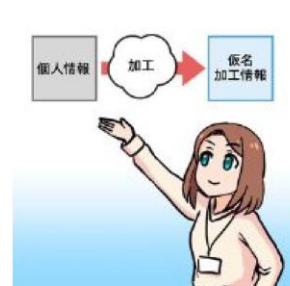
第8話
保有個人データの開示請求



第9話
漏えい等報告・本人通知の義務化



第10話
個人関連情報とは？



第11話
仮名加工情報とは？



第12話
外国にある第三者への提供（越境移転）

4-4. 令和2年改正個人情報保護法 「動画」

動画

■ [\(動画\) 政府インターネットテレビ](#)

[「マンガで学ぶ個人情報保護法 個人情報取扱事業者が守るべきルールについて」 \(令和4年3月\)](#)

■ [\(動画\) 政府インターネットテレビ](#)

[「マンガで学ぶ令和2年改正個人情報保護法 利用停止・消去等の請求権拡大、保有個人データの開示請求編」 \(令和4年3月\)](#)

■ [\(動画\) 政府インターネットテレビ](#)

[「マンガで学ぶ令和2年改正個人情報保護法 漏えい等報告・本人通知編」 \(令和4年3月\)](#)

■ [\(動画\) 政府インターネットテレビ](#)

[「マンガで学ぶ令和2年改正個人情報保護法 個人関連情報編」 \(令和4年3月\)](#)

■ [\(動画\) 政府インターネットテレビ](#)

[「マンガで学ぶ令和2年改正個人情報保護法 仮名加工情報編」 \(令和4年3月\)](#)

■ [\(動画\) 政府インターネットテレビ](#)

[「マンガで学ぶ令和2年改正個人情報保護法 外国にある第三者への提供 \(越境移転\) 編」 \(令和4年3月\)](#)